|  |
| --- |
| **令和７年度若手医師確保に係る企画・運営業務**  **企画提案公募要領** |

大阪府では、「大阪府医師確保計画（第８次前期）」に基づき、地域において必要となる医師を確保するため、医師が不足する地域の医療機関や診療科における医師の確保に向けた取組を進めています。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、効果的・効率的に地域医療の魅力の情報発信等を行い、必要な医師の確保につなげるため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

**１　事業名（又は業務名）**

令和７年度若手医師確保に係る企画・運営業務

(1) 業務の趣旨・目的

　大阪府では、府内の医師偏在（地域偏在や診療科偏在）の解消や、将来の医療需要の増加に対応する

ため、「大阪府医師確保計画（第８次前期）」に基づき、地域において必要となる医師確保の取組みを進

めているところです。

本事業では、民間企業のノウハウを活かした広報活動の展開やイベント開催などにより、医学生や若

手医師の地域医療への理解や関心を深め、将来、当該地域に所在する救急、周産期、小児科の拠点病院等で勤務を志す医学生の増加や、府内の臨床研修医をはじめとする若手医師の増加を目指すとともに、本府地域医療支援センター事業を、効率的かつ効果的な手法により、多くの医学生及び医師に広報することで事業の利用促進を図ることを目的に実施するものです。

(2）業務概要

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

14,784千円（消費税及び地方消費税相当額含む）

**２　スケジュール**

　令和７年６月９日（月）　 公募開始

令和７年６月16日（月）　説明会開催

令和７年６月23日（月）　質問受付締切

令和７年６月30日（月）　質問回答

令和７年７月８日（火）　 提案書類提出締切

令和７年７月17日（木）　選定委員会（プレゼンテーション審査）

令和７年７月下旬頃　　　 契約締結・業務開始

令和８年３月３１日（火）　業務終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　公募開始日以前３年以内に、医療分野における自治体の広報関連業務について受託し、誠実に履

　　行を完了した実績を有すること。

(7)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(8)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布期間

　　　　令和７年６月９日（月）から令和７年７月８日（火）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

イ　配布方法

　　　　医療・感染症対策課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/isikakuho/r7isikakuho-puropo.html>）からダウンロードできます。

なお、紙媒体による配布及び郵送による配布は行いません。

ウ　受付場所

　　　　大阪府健康医療部保健医療室医療・感染症対策課医療人材確保グループ

　　　　住　　所：大阪市中央区大手前２丁目大阪府庁本館６階

　　　　電話番号：06-6944-8183

エ　受付期間

　　　　　令和７年６月９日（月）から令和７年７月８日（火）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

　　オ　提出方法

　　　　書類は必ず大阪府が定める場所（受付場所）に持参してください。

　　　　　※郵送による提出は認めません。

　　　　　※持参の際は、事前に電話にて来庁日時をご連絡ください。

カ　費用の負担

　　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア　応募申込書（様式１：正本１部、副本９部）

　 イ 企画提案書（様式２：正本１部、副本９部）

　　　　※企画提案書を補足する資料については、様式自由

　　ウ　応募金額提案書（様式３：正本１部、副本９部）

　　エ　事業実績申告書（様式４：正本１部、副本９部）

※過去（公募開始日以前３年以内）に実施した類似の企画運営事業の実績に関し、本業

務へ活用できる関連性を記載してください。

　　オ　共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書（様式５：１部）
2. 共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）
3. 委任状（様式７：１部）

④ 使用印鑑届（様式８：１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）

キ　定款又は寄付行為の写し（１部）（代表者印を押印した添え状により原本証明してください。）

ク　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

　②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　　　③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

　　ケ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　　・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

　　　　②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

　　コ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

　　　　②損益計算書

　　　　③株主資本等変動計算書

サ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

　　　　a　常用雇用労働者総数が40人以上の事業所の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40人以上）に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

　　　・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

　　　（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

　　　　b　常用雇用労働者総数が40人未満の事業所の場合

　　　　・「障がい者の雇用状況について」（様式10）

(3) 応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

　 ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　イ　応募書類はカラーとモノクロ（白黒）のどちらも可とします。

　　ウ　応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

　　エ　提出する副本に提案事業者が特定できる内容（代表者名、社章、所在地、電話番号等含む）が

記載されている場合は、当該箇所を黒塗りし提出してください。

　　オ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

　　　　＜記入例＞「令和７年度若手医師確保に係る企画運営業務」提案書

　　　　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

　　カ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　　キ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

　(1) 開催日時

　　　令和７年６月16日（月）午後２時から午後３時まで

　(2) 開催場所

　　　TeamsのWeb会議機能を使ったオンライン説明会

　(3) 申込方法

　　・電子メール(メールアドレス：[iryotaisaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:iryotaisaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp))のみで受け付けます。

　　・参加希望者は、「件名」に「説明会申込：令和７年度若手医師確保に係る企画・運営業務」と明記してください。

・メール本文に、（法人の場合は）法人名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を記入してください。

　　※口頭又は電話による申し込みは受け付けませんが、電子メール送信後に、必ず電話

　　（06－6944-8183）で着信の確認をお願いします。

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

(4) 説明会への申込期限

　　　令和７年６月12日（木）正午まで

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和７年６月23日（月）午後５時まで

(2)　提出方法

　 　電子メール（メールアドレス：[iryotaisaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:iryotaisaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)）のみで受け付けます。

　　ア　件名に「質問提出：令和７年度若手医師確保に係る企画・運営業務」と明記してください。

　　イ　電子メール送信後、必ず電話（06-6944-8183）で着信の確認をお願いします。

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

ウ　質問への回答は医療・感染症対策課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/isikakuho/r7isikakuho-puropo.html>）に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

　ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、価格点を除いた点数が上位の者を最優秀提案事業者とします（※）。※選定委員の多数決による決議

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の方法や日時は、事前に通知を行います。なお、応募者多数の場合には、書類審査による一次審査を実施し、その結果によっては、プレゼンテーション審査の対象外となる場合があります。

プレゼンテーション審査でスライドや映像を使用することは可能です。その場合、スクリーン及びプロジェクターは、大阪府で用意しますが、それ以外に必要な機材（パソコン・ケーブル等）は提案事業者で用意してください。なお準備にかかる時間は３分程度となりますので、ご注意ください。

　　　※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、団体名、担当者名等の個人情報を含めないでく

ださい。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

　エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

　　オ　最優秀提案者と契約に至らなかった場合、「ウ」に想定している最低基準点より高い評価点を

　　　得た者のうち次に順位の高い者と順次、交渉を行うものとします。

(2) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 業務の目的及び事業内容の理解度 | ・事業目的及び内容に関する理解や認識が十分にあるか。  ・提案内容が、事業の趣旨に合っているか。  ・本府が考える課題の解決に結びつくか。 | 10点 |
| ・事業全般にかかる実現可能な内容が提案されているか。 | ５点 |
| 提案内容の妥当性及び充実度 | １．病院見学会（実地開催）の企画・運営  ・参加者が、地域医療の現場を体験でき、将来、当該医療機関又は当該地域や当該診療領域で従事する意欲を高める具体的な提案がなされているか。  ・地域の特性（居住環境、自然環境、食、歴史や文化など）を知ることができる具体的な提案がなされているか。  ＜例＞  〇病院（院内見学、座談会）と当該地域の観光スポットを複数巡  るバスツアーの企画・運営  ・府の目的に適した病院を選定候補としているか。  ・２病院以上を対象とした見学会を複数回提案しているか。  ・効果測定が可視化できるアンケートを提案しているか。  ・広報展開・手法は、目標値の達成が見込めるのにふさわしいか。 | 10点 |
| ２．医師不足地域に所在する拠点病院及び地域のPR企画  ・医学生や臨床研修医が地域医療に興味を持ち、将来、従事する意欲を高める具体的な提案がなされているか。  ・地域の特性（居住環境、自然環境、歴史や文化など）を知ることができる具体的な提案がなされているか。  ＜例＞  〇病院情報や地域の特性をまとめ、特集ページを作成  〇病院と自治体観光部署によるオンラインセミナーの開催  〇動画撮影等による病院や地域のバーチャル見学会の開催  〇市町村と連携し、府内医師不足地域の住環境やアクティビティ等の魅力発信  ・府の目的に適した病院を選定候補としているか。  ・府内医師不足地域に所在する救命救急センター、周産期母子医療センター、小児地域医療センターを含んだ企画となっているか。  ・広報展開・手法は、目標値の達成が見込めるのにふさわしいか。 | 10点 |
| ３．ロールモデル集のPR企画  ・医学生や臨床研修が地域医療に興味を持ち、将来のキャリアを考えるきっかけとなるような具体的な提案がなされているか。  ・府の目的に適した人物を提案しているか。  ・産科医、小児科医、救急医各２名以上を対象とした提案がなされているか。  ＜例＞  〇医師不足地域の周産期母子医療センター勤務の子育て中の医師  〇働き方改革を積極に進めている医療機関に勤務する医師  ・広報展開・手法は、目標値の達成が見込めるのにふさわしいか。 | 10点 |
| ４．初期臨床研修における広域連携型プログラムのPR企画  ・医学生や研修医が、広域連携型プログラムの趣旨やプログラムの内容を理解し、当該プログラムに対する関心を高める具体的な提案がなされているか。  ・連携先地域の特性（居住環境、自然環境、食、歴史や文化など）を知ることができる具体的な提案がなされているか。  ＜例＞  〇病院情報や地域の特性をまとめ、特集ページを作成  〇病院や自治体観光部署によるオンラインセミナーの開催  ・適切な実施時期となっているか。  ・広報展開・手法は、目標値の達成が見込めるのにふさわしいか。 | 10点 |
| ５．府地域医療支援センター事業の情報発信  ・地域医療支援センター事業について、より多くのターゲットに展開ができる具体的な提案がなされているか。  ・広報展開・手法は、目標値の達成が見込めるのにふさわしいか。 | 10点 |
| ６．その他、若手医師の確保に資する独自提案  ・創意工夫を凝らした具体的な提案がなされ、地域医療を志す若  手医師の確保が期待できる内容となっているか。  ・実現可能な内容が提案されているか。 | 10点 |
| 業務遂行能力 | ・事業の運営体制及び配置人員等が具体的に提示され、無理なく実施できるスケジュールが示されているか。  ・事業全体を総括する総括責任者及び各業務において責任者が設定されているか。  ・過去（令和３年４月１日以降）に同種の業務を完了した実績が示  されているか。 | 10点 |
| 障がい者雇用 | ・常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい  者を雇用しているか。または、常用労働者40人未満の場合、１人以  上障がい者を雇用しているかどうか。 | ５点 |
| 価　格　点 | 価格点の算定式（例）  満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格  （上記計算式で算出した数値の小数点以下第２位を四捨五入する） | 10点 |
| 合　　計 | | 100点 |

(3) 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を医療・感染症対策課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/isikakuho/r7isikakuho-puropo.html>）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

1. 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

　(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

（5）　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受

けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

る。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募

提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。